

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容（総括表）

(1) 重要変更に係るもの（法第13条関係）

変 更 後 の 用 途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上 の用途区分別面積		備 考
(編入) 農地	4	田	m ² 5.60	農地	m ² 5.60	合筆、分筆等（農用地面積の増）
	1	原野	1,880.00	農地	1,880.00	合筆、分筆等（農用地面積の増）
	2	山林	3.00	農地	3.00	合筆、分筆等（農用地面積の増）
	3	畑	831.00	農地	831.00	錯誤
小計①	10		2,719.60		2,719.60	
(除外) 資材置場	2	田 雑種地	m ² 873.00 3,394.00	農地 農地	m ² 873.00 3,394.00	現況地目の内訳 m ² 田 8,827.00 畑 4,682.00 雑種地 3,828.00 宅地 905.47
木材置場	1	田 雑種地	2,301.00 434.00	農地 農地	2,301.00 434.00	
錯誤（農振計画策定以前 から住宅として使用され ていた土地）	2	宅地	869.00	農地	869.00	
非農地（非農地判定等）	9	田	5,653.00	農地	5,653.00	
	3	畑	3,091.00	農地	3,091.00	
合筆、分筆等（農用地面 積の減）	5	畑	1,591.00	農地	1,591.00	
	1	宅地	36.47	農地	36.47	
小計②	23		18,242.47		18,242.47	
(用途区分の変更： 1ha を 超 え る 場 合)			m ²		m ²	
合計 ①－②			-15,522.87		-15,522.87	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

変 更 後 の 用 途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備 考
		m ²	m ²	
合 計				

（注：備考欄に施行令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

経済事情の変動及びその他情勢の推移等の理由により、当該計画の変更が必要になった。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

申出地は集团的優良農用地ではないほか、汚水・雑排水対策及び隣接農地への被害防除措置も講じられており、周辺農用地への支障は無いことから、農業面に与える支障も無い。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

集团的優良農用地は、今後も農用地区域として確保する。

(様式第2号)

農業振興地域整備計画変更調書

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の実施及び計画との関連	変更理由	備考
附図番号	所在						
18～ 22	日和田町字一ツ垣50番25 他6筆	—	田、原野、山林 1,888.60 m ²	農地	—	別紙のとおり	
23～ 25	三穂田町錦山字四十垣原183番268 他2件	農地	畑 831.00 m ²	農用地区域外	—	錯誤	
合 計			2,719.60 m ²				

2 用途区分の変更をしようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の実施及び計画との関連	変更理由	備考
附図番号	所在						
合 計							

3 農用地区域から除外しようとするもの

計 画 変 更 箇 所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用 途 区 分	農業関係事業 の 実施及び計画	変更 理由	備 考
附図番号	所 在						
1	田村町守山字御殿河 原65番1	資材置場	雑種地 1,370.00 m ²	農地		別紙 の と お り	
1	田村町守山字御殿河 原70番	資材置場	雑種地 2,024.00 m ²	農地		〃	
2	田村町下道渡字前田 8番	資材置場	田 74.00 m ²	農地		〃	
2	田村町下道渡字前田 9番1	資材置場	田 799.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 32番	木材置場	田 385.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 33番	木材置場	田 763.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 37番	木材置場	田 579.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 38番1	木材置場	田 126.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 39番	木材置場	雑種地 288.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 40番	木材置場	雑種地 146.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 44番1	木材置場	田 390.00 m ²	農地		〃	
3	西田町芹沢字西ノ作 45番1	木材置場	田 58.00 m ²	農地		〃	
4	熱海町下伊豆島字瓜 坪向山2番	—	宅地 469.00 m ²	農地		〃	錯誤によ る除外
5	熱海町下伊豆島字瓜 坪向山3番2	—	宅地 400.00 m ²	農地		〃	錯誤によ る除外
6～17	田村町山中字上野30 番 他11筆	—	田、畑 8,744.00 m ²	農地		〃	非農地判 定による 除外
18～ 22	日和田町字一ツ垣50 番25 他5筆	—	畑、宅地 1,627.47 m ²	農地		〃	合筆、分筆等 (農用地面積 の減)
合 計			18,242.47 m ²				

第2 その他の計画の変更

1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

地区名 区域番号	変 更 前				変 更 後				変 更 理 由		
	図 番	面 号	事 業 の 種 類	事 業 の 概 況	受 益 面 積 ha	図 番	面 号	事 業 の 種 類		事 業 の 概 況	受 益 面 積 ha

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

2 農用地等の保全計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農用地等の保全の方向			
農用地等の保全のための活動			

農用地等保全整備計画の変更

地区名 区域番号	変 更 前				変 更 後				変 更 理 由		
	図 番	面 号	事 業 の 種 類	事 業 の 概 況	受 益 面 積 ha	図 番	面 号	事 業 の 種 類		事 業 の 概 況	受 益 面 積 ha

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向			
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策			

4 農業近代化施設の設備計画の変更

地区 区域 名 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲		図 面 番 号	施 設 の 種 類	位 置 及 び 規 模	受 益 範 囲		利 用 組 織
				受 益 戸 数	受 益 面 積 ha				受 益 戸 数	受 益 面 積 ha	

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

5 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の変更

地区 区域 名 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図 面 番 号	施 設 の 種 類	施 設 の 内 容	位 置 及 び 規 模	施 設 の 対 象 者	図 面 番 号	施 設 の 種 類	施 設 の 内 容	位 置 及 び 規 模	施 設 の 対 象 者	

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

6 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
農業を担うべき者の安定的な就業の促進を図るための方策			

農業従事者就業促進施設の変更

地区 区域 名 番号	変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
	図 面 番 号	施 設 の 種 類	施 設 の 内 容	位 置 及 び 規 模	施 設 の 対 象 者	図 面 番 号	施 設 の 種 類	施 設 の 内 容	位 置 及 び 規 模	施 設 の 対 象 者	

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

7 生活環境施設の整備計画の変更

地区 区域 名 番号	変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
	図 面 番 号	施 設 等 の 種 類	位 置 及 び 規 模	利用の範囲	図 面 番 号	施 設 等 の 種 類	位 置 及 び 規 模	利用の範囲	

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

8 その他計画の変更

第3 附図の変更

現計画の附図を用いて、次の点に留意しながらそれぞれの計画変更の内容を明らかにした図面を作成し添付すること。

1 附図1号ー農用地利用計画変更

編 入……赤でかこみ、現利用計画の用途区分に従って色分けする。

除 外……赤でかこみ、赤で斜線を入れる。

用途区分……黒でかこみ、変更後の用途区分に従った色分けする。

なお、附図1号は、農用地利用計画変更にかかる第1の農用地区域の変更説明表を図面の余白にのり付けすること。

2 附図2号～4号ー農用地利用計画以外の計画変更

計画変更で廃止したもの…現計画図を黒の×印で削除する。

計画変更で新たに追加されたもの…新たに現計画図に加える。

(注) 1・2との変更箇所の位置及び規模が変更内容に従ったものとなるよう的確に表示すること。

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
1	田村町守山字御殿河原65番1、70番1	雑種地	3,394.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
資材置場を設置するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	業務を行っていく上で資材置場の確保が必要なため、資材置場を設置するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。		
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第3号	申出地は、南側は原野、西側は道、北側、東側は農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第5号	汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透及び側溝へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。		
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地				
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）		
		当該地の選定理由			
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-カ-（ア） その他の2種 2-1-（1）-カ-（イ）
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
2	田村町下道渡字前田8番1、9番	田	873.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
資材置場を設置するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	業務で使用する資材を保管するスペースが必要なため資材置場を設置するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。		
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第3号	申出地は、北側、東側は道、南側は水路、西側は宅地であり、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第5号	汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透及び側溝へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。		
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地				
	用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）	
当該地の選定理由					
軽微な変更		＊令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-カ-（ア） その他の2種 2-1-（1）-カ-（イ）
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所				
番号	所	在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
3	西田町芹沢字西ノ作32番、33番、37番、38番1、39番、40番、44番1、45番1	田	2,301.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地	採草放牧地
		雑種地	434.00㎡	第4号・第5号	混牧林地	農業用施設用地
変更の目的及び必要性						
木材置場を設置するものである。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	現在の木材を置いているスペースが足りなくなっているため、新たに木材置場を設置するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第3号	申出地は、西側は道、北側は雑種地、農地、東側は山林、農地、南側は宅地、農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第5号	汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透及び側溝へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。			
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕					
	法第10条第3項各号非該当の土地					
	用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）		
当該地の選定理由						

軽微な変更	* 令第 10 条第 1 項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○
	〔 第 2 号 第 3 号 第 4 号 〕
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第 2 種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-カ-（ア） その他の2種 2-1-（1）-カ-（イ）
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
4～5	熱海町下伊豆島字瓜坪向山2番 他1筆 別紙1のとおり	宅地	240.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
当該地は宅地であったため、除外するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地				
	用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）	
当該地の選定理由					
軽微な変更		* 令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			

その他の事項による除外	錯誤（農振計画策定以前から住宅として使用されていた土地）
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	
意見	
農地区分	
農地転用許可条項	
他法令との調整	

錯誤に伴う除外農用地一覧表

(単位：㎡)

No	所在地漢字名称	本番	枝番	地目		変更後		除外理由	
				登記	現況	農用地面積	除外面積		
4	熱海町下伊豆島字瓜坪向山	2		畑	宅地	469.00	469.00	①	
5	熱海町下伊豆島字瓜坪向山	3	2	田	宅地	400.00	400.00	①	

除外理由

①錯誤（農振計画策定以前から住宅として使用されていた土地）

	筆数	地積
宅地	2筆	869.00㎡
合計	2筆	869.00㎡

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
6～17	田村町山中字上野30番 他11筆 別紙2のとおり	田	5,653.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
		畑	3,091.00㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
①農地法の運用において農地に該当しないと判断され、計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法10条第3項非該当 ②当該地は非農地であり、今後農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無い。また、当該地は、農業振興地域整備計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法第10条第3項非該当					
除 外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地		①郡山市農業委員会にて農地に該当しないと判断され、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。 ②当該地は非農地であり、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。		
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）		
		当該地の選定理由			

軽微な変更	* 令第 1 0 条第 1 項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第 2 号 第 3 号 第 4 号 〕
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	
意見	
農地区分	
農地転用許可条項	
他法令との調整	

非農地判定に伴う除外農用地一覧表

(単位：㎡)

No	所在地	地目		非農地判定時 の現況	地積		除外理由	非農地判定
		登記	現況		登記	現況		(農委月例総会)
6	田村町山中字上野30	畑	畑	原野	2,182.00	2,182.00	①	R8.2.19
7	田村町山中字上野54	畑	畑	原野	675.00	675.00	①	R8.2.19
8	田村町栃山神字新縄41-2	田	田	原野	33.00	33.00	①	R8.3.18
9	田村町糠塚字下滝70-1	田	田	山林	482.00	482.00	①	R8.3.18
10	田村町糠塚字下滝89	田	田	山林	788.00	788.00	①	R8.3.18
11	田村町糠塚字下滝415-1	田	田	山林	202.00	202.00	①	R8.3.18
12	田村町糠塚字下滝415-4	田	田	山林	83.00	83.00	①	R8.3.18
13	田村町糠塚字下滝417	田	田	山林	1,724.00	1,724.00	①	R8.3.18
14	田村町糠塚字下滝514	田	田	山林	1,459.00	1,459.00	①	R8.3.18
15	西田町鬼生田字前田126-1	畑	畑	原野	234.00	234.00	①	R8.3.18
16	田村町栃山神字新縄19	田	田	原野	489.00	489.00	①	R8.5.19
17	田村町栃山神字新縄20	田	田	原野	393.00	393.00	①	R8.5.19

① 非農地判定

集計	現況地目	筆数	地積
	田	9筆	5,653.00㎡
	畑	3筆	3,091.00㎡
	合計	12筆	8,744.00㎡

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕（一件毎に作成）

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
18～22	日和田町一ツ坦50番25 他5件 別紙3のとおり	畑	1,591.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
		宅地	36.47㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
合筆、分筆、錯誤により、農用地面積が減少したため除外する。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地				
	用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・（ ）	
当該地の選定理由					

軽微な変更	* 令第 1 0 条第 1 項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第 2 号 第 3 号 第 4 号 〕
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	
意見	
農地区分	
農地転用許可条項	
他法令との調整	

合筆、分筆、錯誤による面積増減

(単位：㎡)

No	変更前						変更後						変更理由	面積増減		
	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分		農用地	施設 用地	非農用地
18	日和田町	一ツ坦	50番25	畑	66.00	農用地	日和田町	一ツ坦	50番25	原野	1,880.00	農用地	合筆	223.00		畑 原野
		一ツ坦	50番27	畑	158.00	農用地										
		一ツ坦	50番73	畑	680.00	農用地										
		一ツ坦	50番76	畑	753.00	農用地										
19	富久山町 福原	左内	90番185	田	3,183.00	農用地	富久山町 福原	左内	90番185	田	1,778.00	農用地	分筆	6.00		
								左内	90番372	田	1,411.00	農用地				
20	中田町高 倉	鰯売	191番2	山林	2,707.00	農用地	中田町高 倉	鰯売	191番2	山林	1,378.00	農用地	分筆	3.00		
								鰯売	191番3	山林	1,332.00	農用地				
21	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番73	田	588.40	農用地	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番73	田	466.01	非農用地	錯誤、 分筆	▲0.40		▲243.48
		衛門次郎原	2番73	田	709.49	非農用地		衛門次郎原	2番320	田	588.00	農用地				
22	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番74	宅地	36.47	農用地	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番74	宅地	243.49	非農用地	錯誤、 分筆	29.53		畑 宅地
		衛門次郎原	2番74	宅地	220.86	非農用地		衛門次郎原	2番321	宅地	220.86	非農用地				
								衛門次郎原	2番322	畑	66.00	農用地				

▲ 1,657.00

1,880.00

66.00

▲ 36.47

畑 ▲ 1,657.00
原野 1,880.00

畑 66.00
宅地 ▲ 36.47

	農用地	施設用地	非農用地
合計	261.13	0.00	0.01

田	5.60	0.00	▲ 243.48
畑	▲ 1,591.00	0.00	0.00
原野	1,880.00	0.00	0.00
山林	3.00	0.00	0.00
宅地	▲ 36.47	0.00	243.49

(様式第 2 号) 別表 2

変更箇所の個別検討表〔編入用〕（一件毎に作成）

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
18～ 22	日和田町一ツ垣50番25 他6件 別紙3のとおり	田、原野、 山林	1,888.60㎡	農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
合筆、分筆、錯誤により、農用地面積が増加したため編入する。				
法第10条第 3項の該当号 (該当する項 目の□にレを 付すこと)	☒ 1 号〔集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 ☐ 2 号〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 ☐ 3 号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 ☐ 4 号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 ☐ 5 号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

合筆、分筆、錯誤による面積増減

(単位: m²)

No	変更前						変更後						変更理由	面積増減		
	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分		農用地	施設 用地	非農用地
18	日和田町	一ツ旦	50番25	畑	66.00	農用地	日和田町	一ツ旦	50番25	原野	1,880.00	農用地	合筆	223.00		
		一ツ旦	50番27	畑	158.00	農用地										
		一ツ旦	50番73	畑	680.00	農用地										
		一ツ旦	50番76	畑	753.00	農用地										
19	富久山町 福原	左内	90番185	田	3,183.00	農用地	富久山町 福原	左内	90番185	田	1,778.00	農用地	分筆	6.00		
								左内	90番372	田	1,411.00	農用地				
20	中田町高 倉	鰯壳	191番2	山林	2,707.00	農用地	中田町高 倉	鰯壳	191番2	山林	1,378.00	農用地	分筆	3.00		
								鰯壳	191番3	山林	1,332.00	農用地				
21	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番73	田	588.40	農用地	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番73	田	466.01	非農用地	錯誤、 分筆	▲0.40		▲243.48
		衛門次郎原	2番73	田	709.49	非農用地		衛門次郎原	2番320	田	588.00	農用地				
22	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番74	宅地	36.47	農用地	日和田町 梅沢	衛門次郎原	2番74	宅地	243.49	非農用地	錯誤、 分筆	29.53		243.49
		衛門次郎原	2番74	宅地	220.86	非農用地		衛門次郎原	2番321	宅地	220.86	非農用地				
								衛門次郎原	2番322	畑	66.00	農用地				

 畑 ▲ 1,657.00
 原野 1,880.00

 畑 66.00
 宅地 ▲ 36.47

	農用地	施設用地	非農用地
合計	261.13	0.00	0.01

田	5.60	0.00	▲ 243.48
畑	▲ 1,591.00	0.00	0.00
原野	1,880.00	0.00	0.00
山林	3.00	0.00	0.00
宅地	▲ 36.47	0.00	243.49

(様式第 2 号) 別表 2

変更箇所の個別検討表〔編入用〕（一件毎に作成）

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
23～ 25	三穂田町鍋山字四十坦原183番268 他2筆 別紙4のとおり	畑	831.00㎡	農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
当該地は農用地であったことから、農用地区域へ編入する。				
法第10条第 3項の該当号 (該当する項 目の□にレを 付すこと)	☒ 1 号〔集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 ☐ 2 号〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 ☐ 3 号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 ☐ 4 号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 ☐ 5 号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

錯誤に伴う編入農用地一覧表

(単位：㎡)

No	所在地漢字名称	本番	枝番	地目		地積		編入面積	編入理由	
				登記	現況	登記	現況			
23	三穂田町鍋山字四十坦原	183	268	畑	畑	498.00	0.00	498.00	①	
24	三穂田町鍋山字四十坦原	183	269	畑	畑	58.00	0.00	58.00	①	
25	逢瀬町多田野字寺向	112	1	畑	雑種地	1,175.00	900.00	0.00	②	
					畑		0.00	275.00		

除外理由

- ①錯誤（農用地である土地が分筆により非農用地
となっているため。）
- ②錯誤（農用地である土地の一部が非農用地と
なっているため。）

筆数		地積
畑	3筆	831.00㎡
合計	3筆	831.00㎡